

岐南町建設工事最低制限価格制度実施試行要領

(目的)

第1 この要領は、岐南町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下、「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、最低制限価格制度を試行実施する場合の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2 この要領の対象とする工事は、指名競争入札の土木一式工事及び舗装工事であって、予定価格3,000万円未満のものとする。ただし、総合評価落札方式の場合を除く。

(最低制限価格)

第3 最低制限価格は、次の各号に定める額とする。

- (1) 予定価格算出の基礎となった直接工事費の額の97%の額、共通仮設費の額の90%の額、現場管理費の額の90%の額及び一般管理費の20%の額の合計額の合計額に100分の110を乗じて得た額
- (2) 前号の規定により得られた額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額
- (3) 第1号の規定により得られた額が、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額
- (4) 前各号の規定による算定が困難な場合は、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲内で最低制限価格決定権者の定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

(予定価格書への最低制限価格の記載)

第4 最低制限価格を定めた入札の予定価格書には、前条に基づいて決定した最低制限価格及び制限比較価格（当該最低制限価格に100分の110を乗じて得た額）を記載するものとする。

(入札執行通知等への記載)

第5 最低制限価格を定めた入札の入札広告又は入札執行通知には、最低制限価格の定めがあることを明示する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年10月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。